

### 相続定期預金 預金商品概要説明書

1. 商品名	・相続定期預金「未来（みらい）」
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被相続人から受け取られた相続預金の預け入れに限らせていただきます。</li> <li>・相続預金受領日（他金融機関含む）から1年以内の個人のお客様。</li> <li>・不動産等の相続については、換価後1年以内とします。</li> <li>・当組合営業エリアに居住の方であり、組合員加入可能な方のみとします。</li> </ul>
3. 期間	・1年 自動継続（元金継続または元利継続）
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通帳式（総合口座含む）でのお預入れとなります。</li> <li>・10万円以上相続で受け取られた範囲内。</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払い頻度 (3) 計算方法	<p>0.400%</p> <p>初回満期日まで適用。満期後は店頭表示金利適用とします。 ※金利情勢の変動等により、お取扱い期間中に金利を見直す場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻します。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%）</li> <li>※ただし、マル優を利用の場合は除きます。</li> <li>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</li> </ul>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱ができます。
10. 中途解約時取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算し、預金とともに支払います。</li> <li>①大口定期の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 1カ月未満 普通預金利率</li> <li>B. 1カ月以上6カ月未満 約定利率×30%</li> <li>C. 6カ月以上1年未満 約定利率×50%</li> </ul> </li> <li>②スーパー定期の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 6カ月未満 解約日における普通預金の利率</li> <li>B. 6カ月以上1年未満 約定利率×50%</li> </ul> </li> </ul>
11. ご用意いただく書類	<p>当組合以外で相続手続きをされた方は下記①、②の書類をご提示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①相続人であることが確認できる書類 （戸籍謄本の写し、遺産分割協議書、遺言書等）</li> <li>②相続預金受領日および受領金額が確認できる書類</li> </ul>

	<p>(被相続人名義の解約済通帳や計算書等)</p> <p>※当組合で相続手続きをされた相続預金については①、②は省略いたします。</p>
1 2. 金利情報の 入手方法	<p>・店頭備え付けのテレビによる金利のお知らせをご覧ください、または窓口 にお問い合わせください。</p>
1 3. 苦情処理措 置・紛争解決 措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはよろず相談 室にお申出ください。</p> <p>【窓口：福島県商工信用組合よろず相談室】024-922-7711</p> <p>受付日 月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間 午前9時から午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.fukushimakenshin.co.jp">https://www.fukushimakenshin.co.jp</a></p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上 記当組合よろず相談室またはしんくみ相談所にお申出下さい（※1）。また、 お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申出いただくことも可 能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけま す。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望 を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もありま す。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁 護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に 当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません のでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日 : 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間 : 午前9時～午後5時</p> <p>電話 : 03-3567-2456</p> <p>住所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>